

平成二十年五月二十七日受領  
答弁第三九八号

内閣衆質一六九第三九八号

平成二十年五月二十七日

内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員山井和則君提出後期高齢者診察料に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員山井和則君提出後期高齢者診察料に関する質問に対する答弁書

一について

先の答弁書（平成二十年五月十六日内閣衆質一六九第三六一号）三及び四についてでお答えしたとおりである。

二について

お尋ねについては、都道府県が、後期高齢者診療料の一点当たりの単価を下げる診療報酬を定めることはできない。

三について

厚生労働省としては、現時点において、お尋ねの一点当たりの単価を下げることは考えていない。